# 第3次

# 高浜市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

計画期間:令和2(2020)年度~令和6(2024)年度

愛知県高浜市

# 目 次

第1	草 基本的事項
1.	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	目的1
3.	これまでの取組・・・・・・・2
4.	基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	目標3
	対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8.	対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第2	章 二酸化炭素の排出状況
	基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2.	要因別の排出状況・・・・・・・5
-	章 具体的な取り組み
1.	施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
	物品購入等6
3.	その他の取り組み・・・・・・・6
	章 推進・点検体制及び進捗状況の公表
	推進体制8
	点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
3.	進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

# 第1章 基本的事項

### 1. 計画策定の背景

今日の環境問題は、事業活動や日常生活における環境負荷の増大によって複雑に絡み合った地球規模の環境問題を引き起こしています。特に、化石燃料の消費に伴う温室効果ガスの排出は、地球温暖化の最大の原因とされ、私たちの生活に大きな影響を与えるとともに、将来の人類の生存基盤を脅かす問題として、世界規模で緊急に取り組まなければならない課題となっています。

平成9(1998)年、地球温暖化防止会議(COP3)の京都議定書の採択から、削減目標の達成に向け「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)の施行により、すべての地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」を策定することが義務付けられました。さらに、平成27(2015)年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で日本は、令和12(2030)年を目標年に、平成25(2013)年比マイナス26%とする宣言をしました。

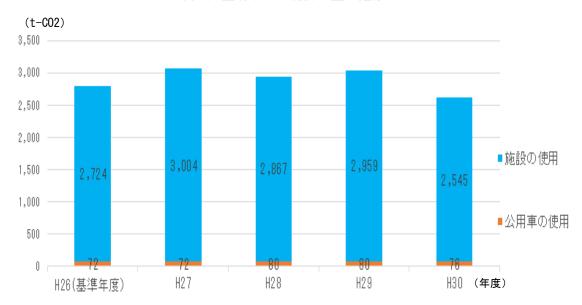
本市においても、こうした世界の動向を鑑み、平成22(2010)年策定の「高浜市地球温暖化対策実行計画」から、さらなる取組の推進のため、3回目となる見直し改訂を行います。

## 2. 目的

高浜市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出を抑制し、市役所自らが地球温暖化防止に積極的な役割を果たすことを目的とします。

## 3. これまでの取組

本市では、平成22(2010)年度に市役所が取組むべき地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、温室効果ガスの削減(抑制)、及び省エネ・省資源等の取組を推進してきました。今回、第2次計画の期間が満了するため、第3次高浜市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定します。



第2次 温室効果ガス総排出量の推移

# 4. 基準年度

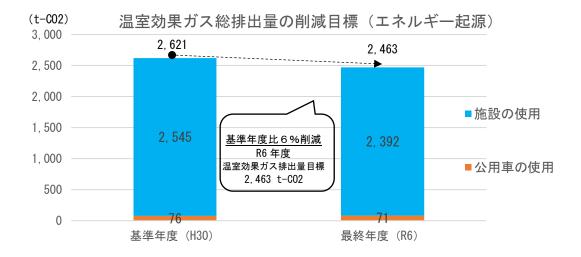
改訂時点で把握可能な直近年度 平成 30(2018)年度とします。 平成 30(2018)年度温室効果ガス排出量 2,621 t-c02

## 5. 計画期間

令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の5年間を計画期間とします。 ただし、社会状況や施設の使用状況の変化に応じて、適宜見直しを行います。

# 6. 目標

今期計画最終年度に基準年度比で6%削減を目標とします。



# 7. 対象範囲

実行計画は、本市が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

(対象施設一覧)

施設分類	施設名		
事務管理施設	市役所本庁舎	いきいき広場	
教育•保育施設	小中学校	幼稚園・保育園	
	児童センター・児童クラブ		
一般利用施設	公民館・女性文化センター	たかぴあ	
	体育センター	高浜エコハウス	
	美術館	図書館	
	ふれあいプラザ	老人憩いの家	
防犯•防災施設	高浜市消防団 分団詰所	備蓄倉庫	
	吉浜まち協防犯防災拠点	防犯灯・街路灯・防犯カメラ	
屋外管理施設	都市公園•市立公園	児童遊園・子ども広場	
	グランド・多目的広場	ポケットパーク・遊歩道	
	配水場	服部排水機場	
	下水マンホールポンプ		

## 8. 対象とする温室効果ガス

法第2条第3項において対象としている7種類のガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)です。このうち、本市の事務・事業の実態や、排出量の把握の難易度を考慮し、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の3種類を対象とします。

※メタン及び一酸化二窒素は、温暖化係数を乗じて二酸化炭素に換算します。

# 第2章 二酸化炭素の排出状況

## 1. 基準年度の二酸化炭素排出量

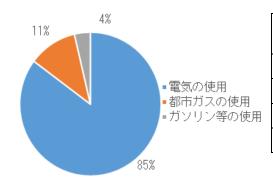
本市の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、2,620,709 kg-CO<sub>2</sub>である。

# 2. 要因別の排出状況

基準年度である平成30(2018)年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、燃料種別〔図1〕では、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の85%と大半を占め、次いで都市ガスの使用が11%、ガソリン等の使用で4%となっている。

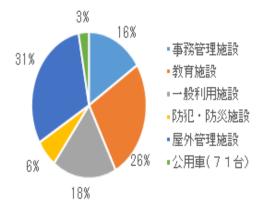
また、施設別〔図2〕に見てみると、屋外管理施設が全体の31%で最も多く、次いで教育施設が26%、一般利用施設が18%の順となっている。

[図1:要因別排出割合]



項目	二酸化炭素 排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	割合
電気	2,232,975	85%
都市ガス	292,037	11%
ガソリン等	95,697	4%
合 計	2,620,709	

[図2:施設別排出割合]



	二酸化炭素 排出量( kg-CO <sub>2</sub> )	割合
事務管理施設	414,479	16%
教育施設	695,146	26%
一般利用施設	473,973	18%
防犯•防災施設	160,241	6%
屋外管理施設	800,852	31%
公用車(71台)	76,018	3%
合 計	2,620,709	

# 第3章 具体的な取り組み

#### 1. 施設設備の改善等

- 街路灯(水銀灯)を省エネルギータイプの電灯に転換を図る。
- 公園の照明を省エネルギータイプの電灯に転換を図る。
- ・施設の改築をする場合は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷 の低減に配慮した施設整備を図り、適正な管理に努める。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリッドカーの導入を図る。

#### 2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品購入の場合は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- リサイクル用紙の購入に努める。
- 環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品を購入する。

#### 3. その他の取り組み

#### ①電気使用量の削減

- ・昼休みの消灯や時間外での不必要箇所の消灯を行う。
- 会議室、給湯室、トイレ等で、使用時以外は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- 〇A機器等の電源は省電力機能を有効にする。
- 空調設備の運転は、効率的に実施する。
- ・ 職員のエレベータの利用は原則禁止とし、階段を積極的に利用する。

#### ②燃料使用量の削減

- ・公用車の使用の際は、急発進、急加速をしない。
- ・公用車を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・出張の際は公共交通機関の利用や公用車の相乗りに努めるとともに、近距離の 移動は徒歩又は自転車を利用する。

カーエアコンの使用を適正にする。

## ③ゴミの減量、リサイクル

- 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- 使い捨て容器の購入は極力控え、廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・マイカップ、マイボトル等を使用し、ゴミを出さないようにする。
- 分別排出、回収を徹底し、再資源化を推進する。
- 使用済みファイルや封筒を再利用する。
- 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- 用紙使用量削減のため、ペーパーレス会議の利用を図る。

#### ④水道

• 日常的に節水を心がける。

#### ⑤環境保全に関する率先実行の推進

- ・クールビズを推進し、ウォームビズを活用する。
- ノー残業デーを推進する。

# 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

## 1. 推進体制

「推進担当者」及び「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

#### (1) 推進担当者

各グループに1名の「推進担当者」を置き、グループリーダーが、その職に当たる。 「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総 合的な推進を図る。

## (2) 事務局

事務局を市民部経済環境グループに置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

また、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

## 2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」を通じ、定期的に進捗状況の把握を行うため、定期的な点検評価を行う。

## 3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、ホームページ等により公表する。